

平成 30 年 6 月 8 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03148

研究課題名（和文）規範履行確保手続の重要性

研究課題名（英文）Significance of the implementation process of norms

研究代表者

吾郷 眞一（AGO, Shinichi）

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：50114202

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：政府間国際組織（及びその機関）による行為が、国際行政行為として国際規範の実施に大きい力を持っていることが分かる。行為の内でも法的拘束力が無いと言われる決定（決議、宣言など）も国際行政法と考えるべきものということができる。さらには、国家ではない法主体（企業、私人、市民団体）までもが国際公益を実現するための行政に関与する（国連多国籍企業指導原則に基づいて開催されるフォーラムでの原則実施への働きかけ）ことが見受けられるようになり、国際行政行為の裾のはさらに広がる傾向がある。

研究成果の概要（英文）：It has been found that acts conducted by inter-governmental institutions largely contribute to the implementation of international norms. The so-called non-binding legal instruments, such as resolutions and declarations, should be considered to be international administrative law in a wider sense. It is furthermore observed that even those entities, which are not national states, such as enterprises, private persons, civic societies, do also participate in international public administration for the implementation of international public interests. For instance, they fully participate in the efforts to materialize the principles set by the UN Guiding Principles on Business and Human Rights in the Global Forum organized every year by the United Nations.

研究分野：国際法

キーワード：国際行政法 CSR 多国籍企業ガイドライン 非拘束的文書 履行確保

1. 研究開始当初の背景

中央集権的な機関をほとんど欠く分権的な国際法執行過程においては、国内行政機関による国際法の執行、犯罪人引渡条約による犯罪人の引き渡し、とかワシントン条約に基づく絶滅危機品種の輸入規制など(G・セルの「二重機能説」)がある意味では基礎であった。しかし、国際社会が組織化(統合)されていく過程で、政府間国際組織が行う国際法執行活動は重要性を増してきている。それに対応するように、国際法上の義務履行確保についての研究が、国際組織法や国際行政法の観点から多く(たとえば、ニューヨーク大学グループのグローバル行政法アプローチ)なされてきてはいるものの、法的拘束力が無い決定(決議や宣言)を手段とした国際行政行為を中心に据えて、それが持つ意味を適切に評価し、かつ、その行政行為が実際的には元の法規を拡充する機能を持つ可能性があるのではないかという着眼点を持つものは少なかった。また、従来の国際組織法学には、設立協定解釈学の域を脱していないものが多く、国際組織という国家主権から独立した法主体による国際法執行が逆に国際法を作り出す力を持っていることが十分に理解されてきていなかった。本研究代表者が代表者として2009年-2012年に助成を受けた基盤研究(C)「ILO 基準監視機構の準司法機能」においては、ILOにおける基準適用監視制度が、その精緻な手続きにより準司法機能をもつとまで言われるにいたった過程を明らかにしたが、それはILOという機構に限定されるものであった。他の機関においても同様な準司法的機能を持つような作用があることについては、WTOの紛争解決手続や人権条約機構に関する先行研究で部分的に触れられる以外は多くはなかった。

研究代表者は国際法秩序においても「下部構造が上部構造を規定する」という発想が有効なのではないかと考え、平成20-22年度の基盤研究(B)「国際法学における立憲主義と機能主義」(研究代表者・最上敏樹)においても機能主義(構成主義)的な立場から共同研究に携わったが、その成果の一つである「国際社会の機能主義的結合」(『法律時報』2013年10月85巻11号)においても、国際統合への契機は、国連を中心とする経済社会協力であって、それは広い意味の国際行政によって担われていることを論じたものの、その実証にはまだ不十分な点があった。

また、私人・法人・企業のような伝統的に国際法主体ではないと言われてきているものについて、積極的に法主体性を認める方向性を持つ研究も多くはなく、それを国際法執行過程の中に組み込もうとする発想の研究も多くはなかった。一言で言えば、国際行政法学は、完全な形では展開され尽くしてはいなかった。

2. 研究の目的

このような研究状況を前に、従前の研究代表者による研究においては必ずしも全面的に展開されてこなかった問題意識(手続法が実体法を作るという考え方)を基礎にして、国際法における執行の側面の重要性を、事例分析と総合的な理論構築の両面から明らかにしようとするものであった。換言すれば、本研究は国際組織法学と国際行政法学の厚みを増すことにより、伝統的国際組織法学及び国際行政法学の基本的考え方を再考するきっかけを作ろうとするものであった。国際行政法学は、山本草二国際行政法概念が今日でも中心的な言説を形成しているが、それでは説明しきれない部分があり、射程をもっと広く取る必要があることを明らかにしようとするものであった。

また、本研究は、機能主義(構成主義)的手法による国際社会の組織化(統合)を国際法学の中で適正に位置付けることも目的の一つとされていた。すなわち構成主義的アプローチをとることにより、政府間国際組織ではなくても国際法規を援用し、その実施を側面から助けるという現象があることを実証しようとするものであった。別の言い方をすれば国際法主体の相対化、国家主権絶対性の動揺、グローバルガバナンスを司るのが、従来の国家の枠組みを超え、私人・民間団体(企業)に及んでいることを明らかにしようとするものであった。

研究の社会的貢献の側面では、論文や学会発表などで対社会的発信をして行くのみならず、国際行政法の一つの実践として労働CSRという国際「規範」を社会保険労務士という日本国内の法律家集団が実践しようとしている活動に理論的支柱を与えることも、目的の一つになった。

3. 研究の方法

国際経済法、国際組織法、国際労働法の分野で研究代表者が行ってきた従来の研究を統一的、総合的に再考、整理したうえで、近年の非拘束的国際法文書(国連諸機関の決定、WTO、OECDなどの政府間国際組織の裁定、宣言など)及びそれに至らないISOなどの非政府国際組織や私人(法人)による発行物や自発的行動要綱について、これらの履行確保手続を体系化した。

非拘束的文書の一つである国連ビジネスと人権指導原則については、研究代表者が当初より参加している国際法協会(ILA)の「企業と人権スタディーグループ」での作業を軸に検討を加えた。内外の学会・研究会において、関連する研究発表を行うことを含め、分析手法と研究内容の適切性を常時確認しながら研究を遂行した。この3年間のスタディーグループでの研究成果は、すでに作業グループにおいても還元されていると同時に、

研究期間終了後ではあるが本年（2018年）8月にシドニーで行われる協会の第78回隔年大会でさらに充実し、スタディーグループから正規の委員会へと昇格することが期待されている。

規範設定と履行遵守手続について、分析をさらに深めるため、実際に人権条約機構（規約人権委員会）を見学し、履行確保のためにどのような手続きが実際的に有効に働いているかを検証した。

社会保険労務士連合会の研究グループを組織し、労働CSR概念を明確にするとともに、社労士という士業にたずさわる者が国際公益の実現に関与しているという認識をもってもらうとともに、それについて一定の具体的指針（提言）をまとめることを目指した。理論を実践に結びつけることにより、理論的研究からだけでは見えてこないものを獲得することを目指した。

4. 研究成果

初年度にはマドリッドで開かれたビジネスと人権に関するセミナーにスカイプ参加し、報告・意見交換をし、さらに年度後半のジュネーブ本部での同テーマのフォーラムに参加、同じ会場で開かれた国際法協会のスタディーグループで、本研究テーマに関する頭出し的発表をおこなった結果、規範の履行確保におけるILO基準の経験が、ビジネスと人権の関わる国連指導原則においても引照基準として援用しうることがかなり分かってきた。その後、ビジネスと人権に関わる各種会合、研究会での意見交換、知見の獲得を通じて、ILO基準の適用審査過程の手続拡充が実体法にも影響を及ぼすというテーゼが、国連文書の実施過程においても妥当することが分かってきた。その後の研究過程で、ビジネスと人権に関する国連指導原則というソフトローの前段階とでも言うことができるような非拘束的な文書が、国連人権理事会によるその後のフォローアップ活動を通じて、徐々に規範性を備えるに至っていることを確認することができた。そのフォローアップこそが国際行政行為であり、そのために利用される諸方策、たとえば委員会の設置（それ自体は国際行政組織法上、下部機関の設置という意味において拘束力がある決定）や、加盟国に対する報告書提出要請（これ自体は非拘束的であるが、それに政府が対応し、報告書を提出、それにさらに国際組織側が再質問をするという一連のダイアログ）がなされて国際機構内慣習的な仕組みが作り出されることになる。このための非拘束的決定が、国際行政法として把握できるのではないかということが明らかになった。

次年度には、ジュネーブにおける規約人権委員会の会合（非公開の会合も含む）を見学し、実際に規範の実施が確保されるためにどのような議論が舞台裏で展開しているかを見

定めることができた。人権委員会の委員が、かなり自由な形で（時には激しく対立しながらも）、委員会自体の過去の判断例に則し、場合によっては別の条約機関や人権裁判所の判例を参照しつつ、人権規約の半有権的解釈の拡充に尽力していることが分かった。そこには、フラグメンテーションが危惧される国際法状況とは反対の方向性、すなわち別個のレジームではあっても共通の判断基準を採用することにより、国際法の一般的実施活動が行われていると見ることができると分かった。換言すると、規約人権委員会のような人権条約機関が、欧州人権裁判所などの別のレジームの判断を援用することによって、共通の国際法適用可能性が生まれていること、さらに言う、広い意味での国際行政法の発展がなされていると見ることができる、ということである。さらにこのことは、研究代表者が判事として参加しているアジア開発銀行行政裁判所の判決において「国際行政法を適用し」という表現がしばしば用いられることに対してかねてから抱いていた疑問（「国際行政法」という実体法ははたして存在するのか？）にも一部答えるものとなった。

パリのOECD本部での聞き取り調査において、多国籍企業ガイドラインなる非拘束的文書の実施過程において有用なNCP（国別コンタクトポイント）が、事務局の誘導によって形を整えていっている姿を含め、国際組織の行政行為が規範形成に大きい働きをしていることを見定めることができた。たしかに、最終的なOECD勧告を出したり、一定の政策判断を行うのは閣僚理事会であったり、各種委員会であったりするが、その議論を誘導していく中で政策決定に決定的な重要性を持つものが事務局による準備書類の整理であったり分析・報告作成であったりすることが、個々でも確認された。

11月の人権法学会の発表では、ILOの監視機構を取り上げ、SDGs（持続的開発目標）という、やはり非拘束的文書の実施過程に国連専門機関の実施監視機能が実際上の履行を実践しているということを発表し、それについての意見交換の中からILO監視機構の有用性を確認した。なお、その副次的研究成果として、ILO監視機構の活動がSDGsという別の規範の実施作用ももっていることが分かった。すなわち、ここではILOの基準監視機能が、ILO基準自体の実施を監視するという組織法的な行政行為にとどまらず、それは別の国際組織であるところの国連総会が採択したSDGsという、ILO条約とは次元が異なる別レジームの国際法文書の実施自体を行っていることを意味することが分かったのである。これは、一種の国際法レベルにおける「二重機能」が見られると考えることができる。一つの国際法益を実施する国際行政が、実は別の国際法益も知らないうちに実施しているという具合である。

最終年度の研究では、特に9月にロンドンで開かれた ILA スタディーグループでの発表・意見交換を経て、ILO 多国籍企業行動要綱が持つ意義を再確認し、2018年 ILA 年次大会での発表の布石とすることができた。また、そこでのスタディーグループ委員長である M・アッドー教授から、国連指導原則を作成したラギー教授が、その起草過程で最も神経を使ったのが ILO 基準との関係であったという知見を得て、ISO28000 以降、国連指導原則（「ラギー原則」）に、以前はほとんど議論されてこなかった労働問題が大きくクローズアップされていることの意味を理解することができた。

総合的な研究成果としては、研究目標であった国際法規範の履行確保にとって国際行政が果たす役割が大きいことを確認することができ、それも条約のような拘束的な文書よりも非拘束的な各種法文書や行政行為による方策が有用であることが確認できた。

国際行政という場合、狭義の国際機構法の適用として行われるものと、意思決定機関（たとえば国連総会や OECD 閣僚理事会）が行う決定も国際行政であると説明すると、国際行政法の全体像がわかりやすくなることを確認した。たとえば、PKO は安全保障理事会や総会による下部機関の設置という決定によって成されるが、これは機構内法であるのと同時に、国連憲章の1条1項を実施に移す国際行政行為とみることでもできることは明らかだが、たとえば国連開発計画 UNDP を設置する総会決議も同様に、機構内組織法的決定であると同時に、憲章 55 条を実施に移すための行政行為とみることができる。さらには、世界人権宣言とか国連開発の十年、最近では SDGs といった、経済社会協力の分野における、いわゆる非拘束的文書も、憲章 1 条 3 項を実施に移す行政行為とみることが適当である。

ビジネスと人権国連指導原則という非拘束的文書を素材に、ジュネーブでの国連グローバルフォーラムに参加することによって得た知見から、その国際行政は私人・NGO・企業などによっても担われていることを確認した。グローバルガバナンスの発展は、国際法主体性にも変容を与えていることが分かった。

研究目的の一つでもあり、研究の社会的側面の活動として行った、社会保険労務士連合会の研究会活動の成果として、「社労士と労働 CSR」という報告書をまとめることができ、かつ、そこで掲げた提言に基づき、社会保険労務士連合会が国連グローバルコンパクトに加盟することに貢献した。研究の最後の段階で、SDGs（持続的開発目標）も一つの重要な非拘束的国際法文書であることが認識され、このことを実践に移すのは国家だけでなく、民間、市民、研究者自身も主体であることを明らかにできた。その意味で、社労士という半民間団体が SDGs の担い手とし

ての意識を持ち、従来の業務に加えて労働 CSR の促進を目指すようになることは、研究の実践的成果の一つであった。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 4 件)

吾郷眞一「持続可能な開発目標 (SDGs) と国際労働基準」『国際人権』2017、査読無、28号、112-115頁

吾郷眞一「ラオスと国際労働基準」『ICD NEWS』(法務省法務総合研究所国際協力部報) 2016年、査読無、第69号、82-85頁

吾郷眞一「社会保険労務士と CSR 研究プロジェクト」(その2)『月刊 社労士』査読無、2015年、12月号、37-38頁

吾郷眞一「社会保険労務士と CSR 研究プロジェクト」(その1)『月刊 社労士』査読無、2015年、11月号、46-47頁

〔学会発表〕(計 1 件)

吾郷眞一、国際人権法学会、持続可能な開発目標 (SDGs) と国際労働基準、2016年

〔図書〕(計 3 件)

AGO Shinichi et.al. “A Convention or a Recommendation: The Experience of International Labour Legislation”, in *The Future of Business and Human Rights - Theoretical and Practical Considerations for a UN Treaty*, Intersentia, 2018, 311 (253-272)

吾郷眞一他『社会保険労務士とCSR』社労士総研研究プロジェクト報告書、社会保険労務士総合研究機構、2017年、165(3-16)

吾郷眞一他『健康・安全で働き甲斐のある職場をつくる』ミネルヴァ書房、2016年、総ページ数320、「国際労働基準の日本での批准状況」236-242頁、「企業の労働CSR強化の方向性と労使関係の今後のあり方」243-250頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：

国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

6 . 研究組織

(1)研究代表者

吾郷 真一 (AGO, Shinichi)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：50114202